

# 天草広域連合の概要

(令和4年6月1日現在)



天草広域連合

## － 目 次 －

○はじめに	1
○管内図	2
○沿革の概要	3
○組織図	5
○執行部・議会議員・特別職名簿	6
○規約	7
○予算	15
○議会の状況	16
○監査の状況	17
○介護認定審査会の状況	18
○介護認定審査会審査状況	19
○火災・救急発生件数	20
○ごみ処理施設の概要	21
○ごみ処理施設の運営状況	22
○天草広域連合の処理する事務	24
○施設配置図	25

## はじめに

天草広域連合は、熊本県西部に広がる大小120余りの島々からなる天草諸島の天草市、上天草市及び苓北町を区域とし、山地が多い地勢と比較的温暖多雨な気候となっています。

雲仙天草国立公園の指定や天草五橋開通で九州本土と結ばれたことで、昭和30年から40年代に産業、文化、教育等が大きく発展し、その後、平成の市町村合併を経て構成市町は15市町から3市町になりました。

また、戦国時代末期にルイス・デ・アルメイダが伝えたキリスト教の信仰と最先端の南蛮文化が花開き、天草特有の歴史文化が形成されましたが、キリスト教禁教令による過酷な弾圧と飢饉が重なり、1637年、農民達の蜂起による「島原天草一揆」が勃発しました。

その後、ひそかに信仰を続けた信者たちが、「潜伏キリシタン」として250年にわたり明治期まで信仰を守り続けたという、世界的にも稀な文化的価値により平成30年7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」がユネスコの世界文化遺産に登録されました。

# 天草広域連合管内図

## 天草 Amakusa

2市1町 天草市、上天草市、苓北町



## 天草広域連合の歩み

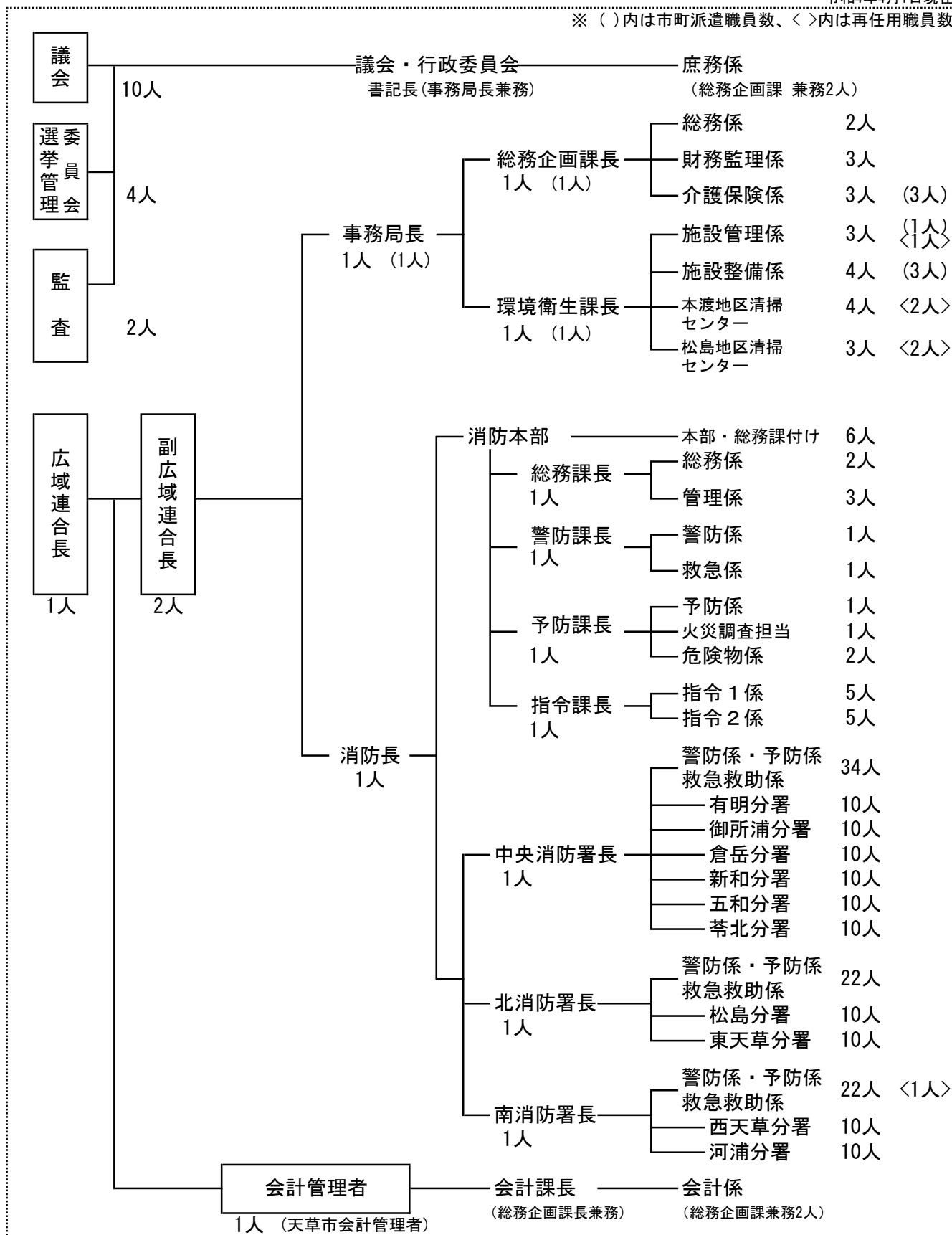
平成9年6月	天草広域連合（仮称）設立準備委員会発会式
10月	天草広域連合（仮称）設立に係る市町長会議
〃	天草郡議長会総会（広域連合について説明）
11月	一部事務組合職員への広域連合研修会
〃	第2回天草広域連合（仮称）設立準備委員会
平成10年5月	市町長協議
12月	天草広域市町村圏協議会（広域連合設立に係る協議）
平成11年2月	第3回天草広域連合（仮称）設立準備委員会
4月	熊本県知事へ広域連合設置許可申請
5月	設置許可書交付式
6月	広域連合設立に係る市町長会議
<b>7月1日</b>	<b><u>天草広域連合設立</u></b>
7月9日	第1回広域連合議会
平成12年4月	幹事会（一部事務組合統合編入協議）
5月	広域調整会議（一部事務組合統合編入作業決定）
6月	関係一部事務組合へ経過説明及び協力要請
7月	一部事務組合統合編入会議
8月	正副連合長会議（経過報告）
9月	幹事会（統合案中間報告）
〃	広域調整会議（統合案中間報告）
10月	議会議員全員協議会（〃）
〃	一部事務組合事務局長会議
11月	幹事会
〃	広域調整会議（統合最終案審議）
	※ 3組合の平成13年7月1日統合編入を決定
12月	正副連合長会議
〃	広域連合幹事会
〃	正副連合長会議
平成13年1月	統合編入プロジェクト班設置
〃	幹事会（統合編入計画最終案）
〃	広域調整会議（ 〃 ）
2月	広域行政担当者会議
	※規約案、一組解散・財産処分議案等説明
〃	議会議員全員協議会（最終計画説明）

3月	関係市町議会へ議案提出、可決
5月	熊本県知事へ規約変更申請書等提出
6月	熊本県知事許可
6月30日	天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市外3ヶ町斎場管理組合が解散
<b>7月1日</b>	<b><u>天草広域連合新体制スタート</u></b>
	※常備消防、ごみ処理、斎場の事務を統合 本渡斎場関係市町長協議（斎場建設計画決定）
平成14年4月	県営天草空港消防業務の受託開始
平成15年6月	天草本渡斎場建設工事竣工
平成16年3月	上天草市発足、関係市町3市9町へ
4月	県の権限委譲事務を開始（火薬及びガス関係）
平成17年8月	第4次天草広域行政圏計画の策定（基本構想可決）
平成18年3月	天草市発足、関係市町2市1町へ
〃	市町合併及び議員定数に関する規約変更 ※天草本渡斎場施設及び業務を天草市へ移管 ※議員定数を16人から10人に変更
8月	天草広域連合広域計画の作成（可決）
平成19年3月	消防救急艇「ごしょうらⅢ」就航
〃	東天草分署新庁舎竣工
平成22年11月	天草広域連合広域計画の変更（第2次計画可決）
平成23年3月	南消防署新庁舎竣工
平成26年3月	消防本部・中央消防署新庁舎竣工
4月	拠点機能形成車配備
8月	消防救急無線デジタル化整備工事着工
平成27年8月	天草広域連合広域計画の変更（第3次計画可決）
平成28年3月	消防救急無線デジタル化整備工事竣工
4月	北消防署の開設（旧大矢野分署）
平成28年12月	御所浦分署新庁舎竣工
平成29年1月	新和分署新庁舎竣工
平成30年2月	北消防署新庁舎竣工
令和元年5月	西天草分署新庁舎竣工
〃	河浦分署新庁舎竣工
〃	有明分署新庁舎竣工
令和2年10月	松島分署新庁舎竣工
12月	天草広域連合広域計画の変更（第4次計画可決）

# 天草広域連合組織図

令和4年4月1日現在

※ ( )内は市町派遣職員数、< >内は再任用職員数



	条例定数	常勤職員	広域連合職員		市町派遣職員	再任用短時間 (別掲)
				うち再任用(常勤)		
事務局	36人	25人	15人	5人	10人	
消防部局	218人	212人	212人			1人
合計	254人	237人	227人	5人	10人	1人

## 天草広域連合・執行部・委員名簿

令和4年5月24日現在

職名	氏名	備考
広域連合長	馬場 昭治	天草市長
副広域連合長	堀江 隆臣	上天草市長
〃	田嶋 章二	苓北町長
会計管理者	宮崎 政勝	天草市会計管理者
監査委員(識見)	寺本 正和	上天草市
〃 (議会)	勝木 幸生	天草市議会
選挙管理委員	川邊 榮喜	天草市
〃	山口 洋一	上天草市
〃	岡部 義夫	天草市
〃	木下 勲	苓北町

## 天草広域連合議会・議員名簿

令和4年5月24日現在

	氏名	職名	選出議会名
1	若山 敬介	議長	天草市議会
2	新宅 靖司	副議長	上天草市議会
3	平山 泰司		天草市議会
4	松岡 寿	厚生委員長 議会運営副委員長	〃
5	勝木 幸生	監査委員	〃
6	澤井 一富		〃
7	濱洲 大心	議会運営委員長	〃
8	塩田 真一	厚生副委員長	上天草市議会
9	何川 雅彦	総務副委員長	〃
10	錦戸 俊春	総務委員長	苓北町議会



# 天草広域連合規約

[平成11年5月27日熊本県指令市町村第7号]

改正	(平成13年6月13日熊本県指令市町村第3号)	(平成15年3月31日熊本県指令市町村第44号)
	(平成15年5月26日熊本県指令市町村第18号)	(平成15年11月12日)
	(平成16年3月30日熊本県指令市町村第59号)	(平成16年3月31日熊本県指令市町村第68号)
	(平成17年1月13日熊本県指令市町村第37号)	(平成17年8月8日熊本県指令市町村第16号)
	(平成18年3月26日熊本県指令市町村第42号)	(平成18年3月27日熊本県指令市町村第59号)
	(平成19年3月30日熊本県指令市町村第49号)	(平成20年3月27日熊本県指令市町村第49号)
	(平成21年6月29日熊本県指令市町村第9号)	(平成22年10月14日熊本県指令市町村第12号)
	(平成23年12月27日届出)	(平成25年1月11日熊本県指令市町村第24号)
	(平成26年1月14日届出)	(平成27年3月31日熊本県指令市町村第9号)
	(平成31年1月18日熊本県指令市町村第6号)	

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、天草広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、天草市、上天草市及び苓北町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 広域サインの設置及び管理運営に関すること。
- (3) 次に掲げる消防に関すること（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）。
  - ア 消防事務に関すること。
  - イ 消防施設の設置及び整備に関すること。
- (4) 次に掲げるごみ処理施設に関すること。
  - ア 本渡地区清掃センター、松島地区清掃センター、再生処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。）。
  - イ 新たに設置するごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関すること。
- (5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること（天草市にあっては、合併前の牛深市、御所浦町、天草町及び河浦町の区域に係る事務を除く。）。

(6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。

(7) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により広域連合が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事務

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

(1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。

(2) 広域サインに関すること。

(3) 消防に関すること。

(4) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(5) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。

(6) 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。

(7) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所）

第6条 広域連合の事務所は、熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2に置く。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は10人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。

2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 天草市 6人

(2) 上天草市 3人

(3) 苓北町 1人

3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、天草市の会計管理者をもって充てる。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(正副広域連合長会議)

第14条 広域連合の運営に係る協議及び調整を行うために、正副広域連合長会議を置く。

2 正副広域連合長会議は、次に掲げる事項を審議することとする。

(1) 議会の議決を経るべき事件

(2) その他広域連合長が重要と認める案件

3 副広域連合長は、前項に掲げる以外の事項について必要と認めるときは、広域連合長に対し、正副広域連合長会議において審議することを求めることができる。

(補助職員)

第15条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第16条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第17条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) 国及び県の支出金

(3) 地方債

(4) 使用料及び手数料

(5) その他

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

3 前項に掲げる負担割合に基づく負担金の算定方法その他必要な事項は、別に条例で定める。

(規則への委任)

第19条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則 (平成11年県指令市町村第7号)

(施行期日)

1 この規約は、平成11年7月1日から施行する。

(承継事務)

2 広域連合は、平成11年6月30日をもって廃止する天草広域市町村圏協議会の事務を承継する。

附 則 (平成13年県指令市町村第3号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成13年7月1日から施行する。

(承継事務)

- 2 天草広域連合は、平成13年6月30日をもって解散する天草消防組合、天草中央衛生施設一部事務組合及び本渡市外三ヶ町斎場管理組合の事務を承継する。

附 則 (平成15年県指令市町村第44号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年県指令市町村第18号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年11月12日届出)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年県指令市町村第59号及び第68号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成16年3月31日から施行する。

(事務の共同処理に係る経過措置)

- 2 変更後の天草広域連合規約(次項において「変更後の規約」という。)第4条第4号の規定にかかわらず、合併前の松島町及び姫戸町の電子計算業務については、この規約の施行の日から平成18年3月31日までの間、広域連合が処理する事務とする。

(負担金に係る経過措置)

- 3 変更後の規約第2条の規定にかかわらず、変更後の規約第18条第2項の規定による上天草市に対する負担割合の適用にあたっては、この規約の施行の日から平成18年3月31日までの間、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町(前項に規定する事務にあつては、合併前の松島町及び姫戸町)を基準とし、当該各町ごとに変更後の規約別表を適用することとし、上天草市の負担金の額は、当該各町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則 (平成17年県指令市町村第37号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年県指令市町村第16号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年県指令市町村第42号及び第59号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年3月27日から施行する。

(負担金に係る経過措置)

2 平成18年3月27日から同年3月31日までの間における関係市町の負担金の額の算定は、変更後の規約第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、天草市の負担金の額は、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町を基礎として、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における天草市及び上天草市の負担金の額の算定は、天草市にあつては、合併前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町、上天草市にあつては、合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町を基礎として、当該各市町ごとに変更後の規約第18条第2項及び第3項の規定を適用して行うものとし、天草市及び上天草市の負担金の額は、当該各市町ごとに算定した負担金の額を合算して得た額とする。

附 則 (平成19年県指令市町村第49号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年県指令市町村第49号)

(施行期日)

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行に伴い発生する苓北町の電子計算事務の共同処理の消滅に係る残務処理事務(以下「残務処理事務」という。)は、第1条の規定による変更後の天草広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)第4条第4号の規定にかかわらず、平成20年7月31日までの間は、天草広域連合で行うものとする。

3 平成20年4月1日から同年7月31日までの間における変更後の規約第4条第4号の事務(残務処理事務を含む。)の処理に要する経費については、天草市及び苓北町が負担するものとし、その負担金の額は、変更後の規約別表の規定にかかわらず、変更前の天草広域連合規約別表の規定による負担割合を適用し、算定した額とする。

附 則 (平成21年県指令市町村第9号)

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年県指令市町村第12号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日届出）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年県指令市町村行第 24 号）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 14 日届出）

この規約は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年県指令市町村行第 9 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 31 年県指令市町村行第 6 号）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第18条関係）

(1) 連合組織の運営又は広域事務に関する経費

区 分		負 担 割 合	対 象 市 町
議 会 費 ・ 総 務 費	共通経費	議会費、監査委員費及び選挙管理委員会費	均等割 100分の50
		一般管理費のうち特別職報酬及び交際費	人口割 100分の50
	一般管理に要する経費（上記共通経費以外の経費）	均等割 100分の20	天草市、上天草市及び苓北町
	広域サインの設置及び管理運営に関する事務に要する経費	人口割 100分の40	
	関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関する事務に要する経費	基準財政需要額割 100分の40	

(2) 介護保険法に基づく介護認定審査会に関する経費

区 分		負 担 割 合	対 象 市 町
民 生 費	介護認定審査会の設置運営に関する事務並びに認定システムの開発及び管理運営に要する経費	均等割 100分の20 審査件数割 100分の80	天草市、上天草市及び苓北町

(3) ごみ処理施設及びごみ処理施設に附帯する集会施設（以下「ごみ処理施設等」という。）の設置及び管理運営に関する経費

区 分		負 担 割 合	対 象 市 町	
衛 生 費	清掃総務に要する経費	均等割 100分の20	天草市、上天草市及び苓北町	
		人口割 100分の80		
	ごみ処理施設等の管理運営に要する経費	均等割 100分の20	本渡地区清掃センター	天草市及び苓北町
		人口割 100分の30	松島地区清掃センター及び附帯する集会所施設	天草市及び上天草市
		搬入量割 100分の50	再生処理施設及び最終処分場	天草市、上天草市及び苓北町
	ごみ処理施設等の設置に要する経費	均等割 100分の20 人口割 100分の80	本渡地区清掃センター	天草市及び苓北町
			松島地区清掃センター及び附帯する集会所施設	天草市及び上天草市
			再生処理施設及び最終処分場	天草市、上天草市及び苓北町
新ごみ処理施設			天草市、上天草市及び苓北町	

(4) 消防に関する経費

区 分		負 担 割 合	対 象 市 町
消 防 費	消防事務に要する経費	基準財政需要額のうち 常備消防費相当額割	天草市、上天草市及び苓北町
	消防施設の設置及び整備に要する経費		

備考

- 1 人口割は、直近の国勢調査の人口による。
- 2 基準財政需要額割は、前年度の基準財政需要額による。
- 3 審査件数割は、前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの審査件数実績による。
- 4 搬入割は、関係市町が前々年度に搬入したごみの総量による。

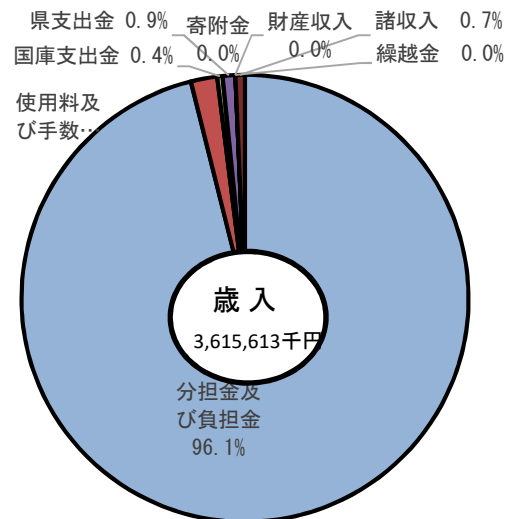


## 令和4年度 天草広域連合一般会計歳入歳出予算（当初予算）

### 歳入

（単位：千円、％）

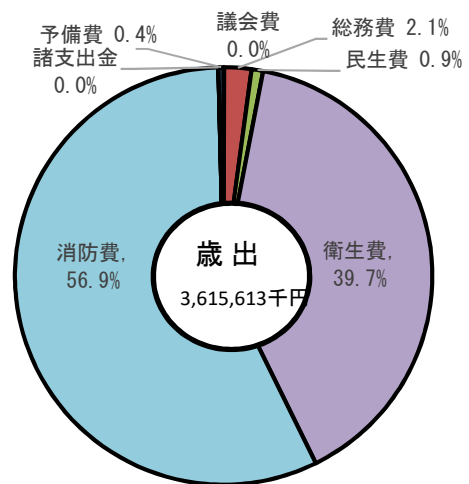
款	予算額	構成比率
1 分担金及び負担金	3,474,080	96.1%
2 使用料及び手数料	67,396	1.9%
3 国庫支出金	14,522	0.4%
4 県支出金	31,940	0.9%
5 財産収入	146	0.0%
6 寄附金	1	0.0%
7 繰越金	1	0.0%
8 諸収入	27,527	0.7%
合計	3,615,613	100.0%



### 歳出

（単位：千円、％）

款	予算額	構成比率
1 議会費	1,496	0.0%
2 総務費	74,856	2.1%
3 民生費	33,168	0.9%
4 衛生費	1,432,827	39.7%
5 消防費	2,058,124	56.9%
6 諸支出金	142	0.0%
7 予備費	15,000	0.4%
合計	3,615,613	100.0%



## 議会の状況（令和3年）

### 本会議及び会期

会議の別	会 期	期 日
第1回定例会	2日	令和3年3月9日、22日
第2回臨時会	1日	令和3年6月1日
第3回定例会	1日	令和3年8月11日
第4回定例会	1日	令和3年11月29日

### 審議状況

区 分	件 数	区 分	件 数
条例関係	2件	決算関係	1件
予算関係	4件	そ の 他	4件
計			11件

### 議決の状況

区 分	件 数	区 分	件 数
原案可決	9件	承 認	—
認 定	1件	同 意	1件
計			11件

### 議会運営委員会・常任委員会

区 分	回数	期 日
議会運営委員会	4回	令和3年3月1日、5月20日、7月27日、 11月15日
総務委員会	2回	令和3年3月9日、6月1日
厚生委員会	2回	令和3年3月9日、6月1日

## 全員協議会

期 日	主 な 議 題
令和 3 年 3 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境衛生課より報告</li> <li>・ 連合議員先進地研修について</li> </ul>
令和 3 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副議長の選挙について</li> <li>・ 常任委員の選任について</li> <li>・ 環境衛生課より報告</li> <li>・ 消防本部より報告</li> </ul>
令和 3 年 8 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新ごみ処理施設整備事業について</li> <li>・ 連合議員先進地研修について</li> </ul>
令和 3 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境衛生課より報告</li> <li>・ 消防本部より報告</li> <li>・ 天草広域連合施設等研修会について</li> </ul>

## 監査の状況（令和 3 年度）

区 分	時期、対象等	
例月出納検査	翌月の 10 日から 20 日までの間（1 2 回）	
決算審査	9 月 29 日	
定期監査	9 月 29 日	事 務 局：総務企画課、議会行政委員会、会計課、環境衛生課
	9 月 30 日	消防本部：総務課、警防課、予防課、指令課、中央消防署、北消防署、南消防署

## 介護認定審査会の状況

天草広域連合介護認定審査会

会 長 酒 井 一 守 (天草郡市医師会長)

令和4年4月1日現在

区分	合議体別 委員数	分野別委員数			会場	
		医療分野	福祉分野	保健分野		
第1合議体	延べ 8名	67名	41名	22名	天草市 (天草広域連合事務所)	
第2合議体	延べ 9名					
第3合議体	延べ 6名					
第4合議体	延べ 6名					
第5合議体	延べ 8名					
第6合議体	延べ14名				天草市 (天草広域連合事務所)	
第7合議体	延べ14名					
第8合議体	延べ12名					
第9合議体	延べ14名					
第10合議体	延べ14名					
第11合議体	延べ17名					天草市 (天草市立牛深市民病院)
第12合議体	延べ11名					上天草市 (松島総合センターアロマ)
第13合議体	延べ 7名					上天草市 (大矢野総合体育館)
第14合議体	延べ 5名					天草市 (天草市立河浦病院)
無任所委員	1名	1名	0名	0名		/
合 計	延べ145名	68名	41名	22名		
	実質130名					

## 介護認定審査会審査状況

令和3年度

区分 (市町別)	審査件数	内 訳							
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
天草市	5,153	38	534	863	998	1,000	799	620	301
上天草市	1,884	21	232	331	359	339	252	226	124
苓北町	387	7	50	54	100	58	42	53	23
その他 (生活保護受給者)	12	0	3	2	3	0	1	2	1
合計	7,436	66	819	1,250	1,460	1,397	1,094	901	449
審査割合	100.0%	0.9%	11.0%	16.8%	19.6%	18.8%	14.7%	12.1%	6.0%

## 市町別火災発生件数

令和3年1月1日～令和3年12月31日

種別 市町別	出火件数						焼損面積		損害額（千円）							
	合計	内 訳					（建 m <sup>2</sup> ）物	（林 a ）野	合計	内 訳						
		建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機				そ の 他	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
天草市	37	19		2			16	1,630	2.0	50,726	50,347	24	206			149
上天草市	13	5					8	191		7,056	6,713		200			143
苓北町	2	2						72		4,737	4,737					
合計	52	26	0	2	0	0	24	1,893	2.0	62,519	61,797	24	406	0	0	292

## 市町別救急発生件数

令和3年1月1日～令和3年12月31日

種別 市町別	火 災	自 然 災 害	水 難	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	発 生 件 数	搬 送 人 員
天草市	31		12	191	34	22	595	7	32	2,218	545	3,687	3,402
上天草市	11		8	77	11	2	244	2	9	972	155	1,491	1,388
苓北町	2			22	7	2	44		2	164	48	291	265
管内中継	1			4	1	1	40			136	16	199	
管轄外										1		1	1
合計	45	0	20	294	53	27	923	9	43	3,491	764	5,669	5,056

## ごみ処理施設の概要

### 1 ごみ処理施設

施設名	本渡地区清掃センター		松島地区清掃センター		リサイクルセンター		
所在地	天草市楠浦町475 1		上天草市松島町教良木 2 3 6		本渡地区清掃センター内併設		
用地面積	58,173㎡		23,940㎡		"		
敷地面積	17,000㎡		18,854㎡		"		
建築面積	管理棟 1,110㎡、工場棟 6,330㎡		管理棟 908㎡、工場棟 3,098㎡		A棟 1,258㎡、B棟 477㎡		
工事年度	平成9年度～平成11年度		平成6年度～平成7年度		平成12年度		
総事業費	6,056,258千円		2,692,420千円		525,000千円		
財源内訳	国補助	739,807千円		307,765千円		131,182千円	
	地方債	5,120,500千円		2,110,200千円		373,800千円	
	交付税						
	一般財源	195,951千円		274,455千円		20,018千円	
処理能力等	※可燃物処理方式＝焼却方式		※可燃物処理方式＝焼却方式		資源物処理、貯留、保管		
	形 式	流動床式準連続炉	形 式	機械式バッチ炉	PETボトル	圧縮梱包	
	処理能力	93t/16h (31t×3炉)	処理能力	34t/8h (17t×2炉)	廃プラスチック類	圧縮梱包	
	処理人口	66,298人	処理人口	33,081人	古紙、ダンボール	保管・圧縮梱包	
	対象区域	天草市(一部を除く)、苓北町	対象区域	上天草市、天草市の一部	発泡スチロール	熱減容固化	
	※不燃物処理方式＝資源破碎併用		※不燃物処理方式＝資源破碎併用				
	処理能力	19t/5h	処理能力	8t/5h	処理能力	4.4t/日	
	処理人口	66,298人	処理人口	33,081人	処理人口	99,379人	
対象区域	天草市(一部を除く)、苓北町	対象区域	上天草市、天草市の一部	対象区域	天草市(一部を除く)外1市1町		

### 2 埋立処分施設

施設名	新白洲一般廃棄物最終処分場	
所在地	天草市栖本町馬場新白洲	
敷地面積	43,403㎡	
埋立面積	31,710㎡	
埋立容量	99,800㎡	
埋立年数	15年間(H10～H25)	
処理施設面積	浸出水処理施設 590㎡	
工事年度	平成7年度～平成9年度	
総事業費	1,801,095千円	
財源内訳	国補助	304,864千円
	地方債	1,427,100千円
	交付税	
	一般財源	69,131千円
処理能力等	形 式	接触曝気法＋高度処理
	処理能力	120㎡/日
	対象区域	天草市(一部を除く)外1市1町
	対象人口	99,379人

### 3 集会所施設

施設名	松島地区集会所	
所在地	上天草市松島町教良木 2 3 6	
敷地面積	松島地区清掃センター内に併設	
建築面積	421㎡	
工事年度	平成11年度	
総事業費	61,586千円	
財源内訳	国補助	
	地方債	49,200千円
	交付税	
	一般財源	12,386千円

## ごみ処理施設の運営状況

### 本渡地区・松島地区清掃センターの処理状況

#### 可燃ごみ搬入量

令和3年度

項目 市町名	本渡地区	松島地区	市町許可	一般持込	計	市町の 割合%	前年度対比増減	
	市町収集 t	市町収集 t	業者収集 t	t			増減 t	増減率%
天草市	5,895		5,670	1,688	13,253	61.8	192	1.5
本渡地区	4,323		3,811	1,238	9,372	43.7	210	2.3
有明町	386		839	115	1,340	6.3	△ 19	△ 1.4
栖本町	195		152	47	394	1.8	△ 55	△ 12.2
新和町	292		57	120	469	2.2	13	2.9
五和町	699		811	168	1,678	7.8	43	2.6
苓北町	355		676	113	1,144	5.3	△ 35	△ 3.0
上天草市		4,063	1,964	623	6,650	31.0	△ 72	△ 1.1
天草市倉岳町		296	81	31	408	1.9	3	0.7
合計	6,250	4,359	8,391	2,455	21,455	100.0	88	0.4

### 粗大ごみ処理施設

#### 不燃ごみ搬入量

令和3年度

項目 市町名	本渡地区	松島地区	市町許可	一般持込	計	市町の 割合%	前年度対比増減	
	市町収集 t	市町収集 t	業者収集 t	t			増減 t	増減率%
天草市	791		566	982	2,339	69.8	△ 90	△ 3.7
本渡地区	474		362	679	1,515	45.2	△ 46	△ 2.9
有明町	71		101	68	240	7.2	△ 9	△ 3.6
栖本町	47		37	41	125	3.7	0	0.0
新和町	52		2	70	124	3.7	△ 7	△ 5.3
五和町	147		64	124	335	10.0	△ 28	△ 7.7
苓北町	184		95	39	318	9.5	△ 54	△ 14.5
上天草市		247	109	281	637	19.0	△ 66	△ 9.4
天草市倉岳町		22	8	26	56	1.7	△ 12	△ 17.6
合計	975	269	778	1,328	3,350	100.0	△ 222	△ 6.2



焼却処理に係る諸統計

令和3年度

	本渡地区	松島地区	計
焼却処理量 ( t )	17,036	7,172	24,208
残灰埋立量 ( t )	1,635	812	2,447

破碎処理に係る諸統計

令和3年度

	本渡地区	松島地区	計
破碎処理量 ( t )	2,658	692	3,350
埋立量 ( t )	578	219	797

資源物処理に係る諸統計

令和3年度

	本渡地区	松島地区	計
資源物搬入量 ( t )	1,869	626	2,495
売却量 ( t )	1,360	475	1,835
収益 (千円)	13,185	4,664	17,849

不燃ごみ処理に係る諸統計

令和3年度

	本渡地区	松島地区	計
売却量 ( t )	508	116	624
収益 (千円)	3,955	731	4,686

## 天草広域連合の処理する事務

令和4年4月1日現在

事務内容		関係市町		
		天草市	上天草市	苓北町
1	介護認定審査会の設置運営及び認定システムの開発・管理運営	●	●	●
2	広域サインの設置管理運営	●	●	●
3	消防に関すること（消防団及び消防水利事務を除く）	●	●	●
4	ごみ処理施設の設置及び管理運営	●	●	●
5	ごみ処理施設に附帯する集会所施設の設置及び管理運営	●	●	●
6	広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定	●	●	●
7	熊本県からの権限委譲事務（煙火の消費、液化石油ガス設備工事の届出受理）	●	●	●

### ※参考

#### 圏域内の他の広域行政

1	上天草衛生施設組合（し尿処理業務）	○	○	
---	-------------------	---	---	--

## ■ 天草広域連合施設の配置

